年　　月　　日

輪島市長　　　　　　　　様

誓　約　書

　輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づく補助事業認定の申請をするにあたり、下記のとおり誓約します。

記

１．補助事業を実施する登録空家を自らの居住の用に供すること。

２．補助事業を実施する登録空家について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、次のことを行わないこと。

　・自らの居住の用以外の目的外使用
　・譲渡、交換
　・貸付
　・取壊し

３．実績報告書を提出する日までに登録空家の所在地に住民票を移すこと。

４．補助事業の実施に関して、苦情・問題等が発生した場合は、責任をもって解決にあたること

５．上記のほか、輪島市補助金等交付規則、要綱、関係する法令及び条例等を遵守すること

６．以上の事項に違反があったときは、速やかに輪島市長に報告するとともに、輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること

以上

住所

氏名(自署)